

2 地域子ども・子育て支援事業

No.	項目	事業内容	進捗状況 (評価)	目標(確保方策) (計画終了時)	事業課
			27年度	31年度	
1	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	1か所 (※既存の体制で 対応中)	1か所	子ども課 元気子育て係
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	12か所 (※うち1か所は 市単で取組み)	12か所	子ども課 子ども政策係
3	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	継続 (98%)	継続	
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	継続	継続	子ども課 元気子育て係
5-1	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	継続	継続	
5-2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。	継続	継続	子ども課 園児サポート係
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)】です。	—	なし	
7	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	依頼会員 247人 提供会員 81人 両方会員 31人	依頼会員 180人 提供会員 90人 両方会員 50人	子ども課 子ども政策係
8-1	一時預かり事業 【幼稚園における在園時を対象とした一時預かり(預かり保育)】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定子ども園、幼稚園、保育所(園)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	公立2園 私立12園 で実施	充実 (公立3園 私立16園 で実施)	

8-2	一時預かり事業 【一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所(園)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	公立2園 私立12園 で実施	充実 (公立3園 私立16園 で実施)	子ども課 園児サポート 係
9	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。	18園で実施	720人 18か所	
10	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	継続	拡充 (単位分け等の実施)	子ども課 子ども政策係
11	病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。【病児保育事業は未実施】	1園で実施	充実	子ども課 園児サポート 係

*進捗状況 (A : ほぼ100% B : 75%程度 C : 50%程度 D : 25%程度 E : 0%)